

令和6年度 学校給食費のお知らせ

1 学校給食費納入通知書について

- ・年間の学校給食費の金額は、6月中旬に「学校給食費納入通知書」によりお知らせいたします。
 - ・事前に口座振替の手続きが済んでいない方には、納付書を同封いたします。
- ※生活保護（または就学援助）、給食費無償化の認定を受けて支払うべき学校給食費がない場合、「学校給食費納入通知書」の送付はありません。

2 学校給食費の計算方法

学校給食費の金額は、年度当初に一食単価×年間給食予定回数及び牛乳代を加えた額により計算します。単価は下表のとおりです。

区分		牛乳以外の給食分	牛乳代	1食当たりの給食費
小学校	低学年	200円	65.38円※ (令和6年度) ※毎年度変動します	265.38円
	中学年	220円		285.38円
	高学年	240円		305.38円
中学校		310円		375.38円

◆月ごとの学校給食費の計算方法の例（低学年の場合）※1円未満は切り捨て

月間給食予定回数が4月：12回、5月：18回の場合

- ・4月分＝（200円＋65.38円）×12回＝3,184円
- ・5月分＝（200円＋65.38円）×18回＝4,776円

※食物アレルギー等により給食を年度当初に停止している場合は、停止内容に応じた金額を差し引きます。

3 納期限スケジュール(原則月末、月末が土・日・祝日等の場合は翌営業日です)

口座振替・納付書ともに納期限スケジュールは次のとおりです。

納期限スケジュール

学校ごとの給食実施予定回数に1食当たりの単価を掛けた学校給食費(牛乳代含む)を徴収します。

※年度途中に発生した給食回数の変更による精算は9期で行います。

納期限	6月末日	7月末日	8月末日	10月末日	11月末日
給食費	1期(4・5月分)	2期(6月分)	3期(7月分)	4期(9月分)	5期(10月分)
納期限	12月末日	1月末日	2月末日	3月末日	
給食費	6期(11月分)	7期(12月分)	8期(1月分)	9期(2・3月分)	

4 学校給食費の変更

実際の給食回数が年度当初の予定給食回数と異なった場合は、9期（3月末）にて精算します。

【下記の理由による場合は随時精算処理を行います(変更の納入通知書を送付します)】

- ・市外転出等により、松戸市の給食提供を受けなくなった場合
- ・アレルギー等により著しく予定給食回数と異なった場合
- ・年度の途中で生活保護（または就学援助）、給食費無償化の認定を受けた場合

5 給食を停止する場合や、連続5日以上欠食する場合

所定の用紙で事前に届け出があった場合は、給食を食べない期間に応じて、学校給食費の減額や返金が行われることがあります。

①給食を停止したい場合、②止めた給食を再開したい場合、③連続して5日以上給食を欠食する場合には、以下の届を、給食を止めたい（再開したい）日の4日前（休日を除く）までに学校へご提出ください。用紙は学校にあります。

ケース	理由	届出用紙
①給食を停止したい場合	・食物アレルギー等でお弁当を持参する ・乳糖不耐症なので牛乳だけ止めたい	「給食停止（再開）届」
②給食を再開したい場合	・長期欠席していたが通学できる見込みとなった ・食物アレルギーが治った	「給食停止（再開）届」
③連続して5日以上給食を欠食する場合	・病気やケガで欠席する	「欠食届」

※身体的理由等によるものを対象とし、嗜好による一部停止はできませんのでご注意ください。

※急な欠席や4日以内の欠席の場合は返金対象となりません（提出不要）。

※学校が届出を受けた日の翌日から起算して4日目（休日を除く）以降が返金対象です。

【参考例：グレーの部分が返金対象となります】

例 1	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	届出日				欠食①			欠食②	欠食③	欠食④	欠食⑤
		1日目	2日目	3日目	4日目						

例 2	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	届出日		欠食①	欠食②				欠食③	欠食④	欠食⑤
		1日目	2日目	3日目				4日目		

連続して5日以上
の欠食ではないので対
象外となります。

例 3	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	届出日						欠食①	欠食②	出席
		1日目	2日目	3日目			4日目		

6 生活保護（または就学援助）を受給（申請）している場合

生活保護、就学援助を申請し、認定された方は学校給食費の納付は必要ありません。

しかし、認定前（申請中）の学校給食費については納付が必要です。なお、さかのぼって認定された場合、認定された日以後の学校給食費は納付する必要がないため、すでに口座から引き落とされた学校給食費がある場合は返金します。※就学援助に関しましては、毎年度申請が必要です。

7 納期限を過ぎた場合

翌月に「督促状」が送付されます。口座振替手続きが済んでいる方は、翌月末（3.納期限スケジュールを参照）に未納額も含めて引落としさせていただきます。（同年度内のみ）

未納が長期にわたった場合、法的な措置を含めた対応をとることがあります。

問い合わせ先 松戸市教育委員会 学校財務課学校給食担当室
〒271-8588 松戸市根本 356 番地 京葉ガスF松戸ビル 4階
電話 047-366-7463 FAX 047-366-4349
メール mckyuushoku@city.matsudo.chiba.jp